

## 近代新潟の災害と社会的結合

——長岡・佐渡の事例を通して——

芳井 研一

### はじめに

災害はある日突然住民を襲うので、その予防と復興は常に人々の社会的な課題となっていた。小稿では、近代新潟における災害の実態を掘り起こし、住民がどのように復興や予防に取り組んだかを跡づけるなかで、社会的結合の近代的変容を探ることとしたい。とくに長岡と佐渡の事例を中心に検討する。

近代日本の地域社会における公空間をめぐるせめぎあいの過程を多面的に検討する必要があることについては、すでに拙著において述べている。住民が生活現実を通して公空間に向き合うという枠組みにとつて、災害と社会的結合の変容を探ることもまた不可欠の作業である<sup>(1)</sup>。雪害救済についてはすでに分析したが、それ以外の災害については本格的に検討する機会がなかった<sup>(2)</sup>。そこで小稿では長岡と佐渡の事例を中心として、コレラと衛生、水害と治水、大火と消防、不況・凶作と救済、のそれぞれについて実態をたどり、合わせて行政組織や社会集団など地域社会

における復興や予防の担い手による取り組みについて追跡する。人々が義捐行動をどのような脈絡でとるようになったかを探ることも、小稿のもう一つの柱である。

災害が起こった直後には被災者の救護と保護が優先課題である。ついで復興のための措置、予防のための対応など、人々が取り組まなければならない問題は山積していた。どのような組織や担い手が、どのように公共的な措置を實現できるかをめぐって争われる公空間がそこに生まれていた。であればその実態を逐次具体的に分析することが求められるのである。

## 一 コレラと衛生

### 1 コレラ騒動への対応

コレラの流行は世界的に伝播しつつ波及したが、新潟県では一八七九年(明治一二)頃に、中条・新潟・長岡などで大流行する。こうした伝染病伝播の実態を探りつつ、地域社会側の対応を整理し、どのような社会的結合が模索されたかについて考えよう。

新潟町と沼垂町でコレラ騒動が起こったのは、一八七九年八月四日から七日にかけてである。一日、長岡警察署は三島億二郎古志郡長に新保と長生橋で検問するよう求め、実施された。長岡方面にコレラが伝播し、騒動が起こることを恐れたのであった。同月、古志郡役所は陸軍軍医総監松本良順が執筆した「コレラ予防俗間手当法」を各町村に一部ずつ配布した。その前書きで、他町村にコレラ騒動が起こったことに言及し、戸長や担当掛がしっかり一般民衆を指導するよう伝えている。対策は、生ものを食べないこと、生水を飲まないこと、大酒はやめること、総じて家の内外を清浄にすること、などであった<sup>30</sup>。三島億二郎古志郡長の八月三〇日付の日記には、コレラよけのた

めのコレラ祭や盆踊りで問題が起こらないようにすること、コレラの予防に努めることを栃尾町等の人々に諭したことが記されている<sup>(4)</sup>。このとき三島は長岡周辺の戸長や重立に、「毒疫を予防し禍害を消除する為め拠金を要する説」を示した。コレラの死者は八月末に全国で六万人に達する勢いであり、維新以来の最難事といわざるをえない。長岡市街ではまだ蔓延していないが、三郷屋村や川袋村では三、四名の患者が出た。毒は貧困者が媒介して、富豪者の住む市街地に伝播するので、町村の重立を中心に予防に尽力してほしい、と<sup>(5)</sup>。三島は、名望家層がコレラ予防の最前線に立つことにより、地域の秩序を維持する中心になるよう期待した。

## 2 求められた清潔

このような期待は、実はそれ以前から県当局や警察署が求めていたことであつた。一八七八年(明治一二)九月の長岡での天皇の巡幸に際し、長岡警察署は「御道筋注意の事」という布達を出している<sup>(6)</sup>。巡幸の道筋の掃除をおこなわないこと、便所や下水が不潔で悪臭がもれることがないように注意すること、道ばたの肥桶や牛馬の糞を取り除くこと、道筋すべてまき水し、ちりやほこりが立たないようにすることなどを住民に求めた。天皇が立ち寄るあらゆる場所で、風俗の取り締まりや防火とともに、ひたすら清潔であることが求められた。

翌七九年四月に、長岡警察署と各区戸長によって、長岡市中の塵芥処理方法が決められた。それまで家の裏手や内川、寺の境内などに塵芥が捨てられていたので、周辺に臭気が満ち、流行病の菌が発生していた。そこでまず、たまつたゴミを土の中深くに埋め、以後は人夫が各戸をまわつてゴミを集めて、人里離れたところに捨てることにしたという<sup>(7)</sup>。

その夏のコレラの流行こそ、古志郡役所と長岡警察署にとつて、身の回りの清潔を住民にいやおうなく求めることのできる、この上ない機会となつた。一八八〇年一月、長岡町にコレラ予防本部が設置された<sup>(8)</sup>。榎下村など一四

か村からなる河根組では、一〇月に二名の衛生委員が任命されている。四月に、住民の健康の保持・増進を目的とした県衛生会が組織されたのを受けてのことであろう。あくる八一年六月、古志郡の町村衛生会が開かれた。惣代戸長や衛生委員四〇余人が集まって、伝染病の予防のために衛生に努めることを申し合わせた。柳原組の野口三十郎戸長は、みずから巡回して予防薬を撒布させ、厳しく掃除を求めた。古志郡役所は、八三年夏、野口を含む二〇人にコレラ予防に功があったとして賞与を渡したが、その半数は警察署員、残りは衛生委員、戸長、郡役所衛生掛であった<sup>9)</sup>。

### 3 一八八六年のコレラの流行

しかし郡役所、警察、名望家による予防の体制は、なおうまく機能しなかった。八六年に入って再び全国的にコレラが流行すると、長岡地域でも多くの患者や死者が出ってしまった。八月には、古志郡では草生津村・川袋村、三島郡では河根川村・猪之鼻村などで、コレラによる死亡者が出た<sup>10)</sup>。猪之鼻村では七〇余人が死んだので、村の若者たちは旧盆会と悪疫退治とをかねて一三日から毎夜明け方近くまで大声で放歌舞踊し、飽食暴飲したという。新潟新聞によると、長岡周辺では翌八七年夏、にんにくを常食にするとコレラに感染しないといううわさが立ち、みんながむやみに食べるようになったので、品不足のため値段が上がり上がったという<sup>11)</sup>。人々は、いざとなると旧慣やうわさに頼ったようである。

千手町では、コレラによる死亡者の死体運搬をめぐる騒動が起こった。鮎屋町の二〇人ほどの人が、死体の通行をはばみ、棍棒で検疫担当人の肩を殴打した。長岡警察署から八人が派遣され、火葬委員八人、検疫担当人三人とともに説得、取り調べにあたった<sup>12)</sup>。死体が町を通過するだけで、人々は恐怖におののいていたことがわかる。

## 4 衛生組合の設置

コレラの他にも、たぐさんの伝染病が長岡に伝播した。八二年四月には、長岡一帯で腸チブスが流行した<sup>13</sup>。八六年一月にはジフテリア病がはやり、おびただしい子どもが死んだ<sup>14</sup>。八七年六月ころ、長岡付近から三島郡片貝村、浦村、関原村にかけてマラリア性の熱がでる間歇熱がはやった<sup>15</sup>。また同方面では七月上旬にかけて疫病が流行し、たぐさんの死者が出るとうわさが立ったため、神社仏閣に人々が殺到したという。この頃浦村では、警察署と戸長役場の指導によって、村内に組合を設け、清潔法を実施していた。徹底した掃除などにより不潔物を除き、清潔に努めるよう求められた。

長岡地域周辺に残されている衛生組合の規約のなかでは、三島郡大都村のものが拙見の限り一番古い。一八九〇年（明治二三）九月付である<sup>16</sup>。それまでの衛生会が郡、警察署、名望家などによる上意下達の行政機関であったのに対し、大都村衛生組合は、村民が全員加わった組織となっている。清潔法と伝染病予防法を村内で実施することを目的としているが、もし村民が規約に違反したときは罰金を払うとなっており、共同体内の相互監視によって実効を上げることが意図されている。伝染病が流行していないときでも、雪解けをまって家の内外を清潔にすること、飲食物に注意すること、もし隣家や村内で伝染病患者を隠したり、隠していることを知りつつ伝えないものは過怠金一円を払う、などが規定されている。同規約には、村民二三〇人が自署した。

一八九一年（明治二四）四月に市町村衛生要領が、九六年八月に衛生組合規則が、それぞれ県令として発された。後者の規則には、各戸主は衛生組合をつくり、隣保相互の注意と警戒によって伝染病の予防と一般衛生の普及に努めなければならないと定められている。翌九七年に衛生組合の単位が市町村または大小字に指定されたのにもない、長岡の多くの地域で衛生組合が生まれた。長岡町の神田二の町衛生組合規約の認可書が、郡長から創立委員惣代矢島五一郎の下に届いたのは、九八年一〇月であった。規約は二一か条からなっており、違反者は組合会の決議によって

一円以上五円以下の罰金を払うことになっていた<sup>17)</sup>。

同じ頃つくられた蔵王衛生組合規約は、三三か条からなる、より詳細なものである。罰金は十錢以上二円以下と少ないが、組長の任期は神田二の町が一年であるのに対し三年、被選挙資格も一年以上住んでいるという条件がついている。伝染病の患者で看護費用を負担できない貧困者の扱いについても、はっきり規定されている<sup>18)</sup>。

おなじ衛生組合でも、農村部の方がより共同体的な運営方法が採られていたことがわかる。なお大島衛生組合規約は一九〇三年の作成である。これは一八九七年九月に県令として衛生組合規則が制定されたことによるものであった<sup>19)</sup>。したがって八七年以降は県当局の指導が強まるなかで、衛生組合未設置の村々に次々とつくられていったことがわかる。

## 5 赤痢・チフス・ジフテリア

衛生組合が一八九〇年代後半頃から、くまなくつくられていったのは、九七年三月に伝染病予防法が成立したからでもあるが、九六年、九七年と続いた大水害によって赤痢などの伝染病が多発したことにもよる。九五年中のコレラによる県下の死亡者は三三〇人(古志郡六人、三島郡三人)であったのに対し、赤痢による死者はこの年五二二人とすでにコレラを上回っていた。大洪水によって赤痢の死者は三倍から五倍に増えた。

長岡町では九六年の大水害の直後に清潔法を施行し、警察署員、役場吏員、町惣代の立ち会いの下で、消毒がおこなわれた<sup>20)</sup>。赤痢はその後下火になっていくが、チフスやジフテリアなどの伝染病がおりおりに流行し、住民を苦しめた。一九〇八年(明治四一)以降の長岡市における法定伝染病の推移を『長岡市累年統計書』(一九三四年)によつてたどると、腸チフスが猛威をふるっていたことがわかる。

清潔を求める衛生会・警察署・役場の住民への強制力は強まり、衛生組合における住民の衛生への自発的協力がま

すまず求められることになった。もはや旧来の共同体的な枠組みを維持することは出来ず、新たな制度への依存を深めざるを得なくなった。

## 一一 水害と治水

### 1 水害に翻弄される長岡

つぎに水害と治水をめぐる問題をとりあげる。新潟は、信濃川や阿賀野川などの大河川と、それらに合流する中小河川が織りなす水系の網の目におおわれており、まさに水害常習地帯であった。以下水害の実態と住民の対応を跡づけよう。

信濃川の水運とともに発展してきた長岡ではあったが、反面洪水にも悩まされ続けた。戊辰戦争時の草生津村での氾濫は、村の姿を変えたといわれる。一八七九年(明治一二)と一八八一年には、黒津村で破堤し、大きな被害をもたらした<sup>21)</sup>。八三年以降の主な水害を当時の新聞によつてたどると、毎年のように水が出ている。長岡町の町中もたびたび水につきり、一面湖水のようになったと報じられた。柳原町をはじめ、文治町・荒屋敷町・長町・東神田町などが浸水の常習地であった<sup>22)</sup>。

信濃川以外でも、八五年六月の太田川の破堤、八九年六月の栖吉川、赤川の出水、九二年一月の洪海川の飯塚村地内の破堤などのように、中小河川の氾濫がたびたびあった。

雪解け水による浸水も、春の年中行事であった。三島郡河根川、成沢は水害を受けない年はまれで、九一年三月も水があふれて通行さえままならない程であった<sup>23)</sup>。富曾亀村の二〇七戸が浸水したのは、九三年三月であった。水は床上一メートルに及び、住民は二階で暮らさざるを得なくなった。二階のない家は、縄をつるして板を敷き、その

上に藁を敷いて寝た。貧乏で、はしごさえない家は、中に雪を積んでその上に藁を敷いて寝た<sup>(24)</sup>。

## 2 一八九六年の大水害

長岡では、一八九六年という年号は大水害に襲われた年として記憶されている。この年四月に信濃川が増水し、内川に逆流して、長岡本町、千手町、草生津町の一部分が水に浸かった。だが、それはなお序の口であった。六月末から連日雨が続き、七月二〇日には暴雨となった。二一日、ついに信濃川が決壊し、午後三時には長岡市中一面水びたしとなった。古老が、三日間も全市のほとんどが浸水してしまった災害は未だ知らないと言った大水害である。二二日発の報道によると、表裏町を除く大方が浸水した。市中はいかだで往来しており、家屋四戸、土蔵四棟、橋梁二を流失、死者五人であった。三島郡中野は戸数一二、三戸であったが、家屋はすべて流失し、土蔵一棟のみが残った。草生津町中島では浸水が三メートルに及んだ所があった。田畑は全滅し、石油製造所の原油がすべて流出した<sup>(25)</sup>。

その中島では、地主に田畑を耕してはいけなと言われた小作農が、生活の見通しが立たないと所々で集会をもち、集団で地主の家に押しかけて、逆に玄米百俵を貸与するよう申し入れた。結局畑についてのみ耕作を認められ、地主が多少の救護をすることで両者の妥協が成った<sup>(26)</sup>。

結局長岡六か町村で、床下浸水五二〇戸、床上浸水二七七二戸であった。栃尾を除く古志郡内では、それぞれ八六九戸、四八九一戸であった<sup>(27)</sup>。

## 3 一八九七年の大水害

翌一八九七年も三たび破堤し、大水害となった。七月一五日には、神田町東の福島江、栖吉川筋の長倉と新町の三か所で破堤した。まず観光院町から東神田町一帯へと浸水し、前年と同様の水かさになった。ついで中島、千手町、



荒屋敷等にひろがっていった。長岡本町の浸水家屋は一一〇〇戸、長岡町は九八六戸とある。三島郡王寺川村では、総反別二〇〇余町中九〇余町が水びたしになった<sup>(28)</sup>。

新潟新聞は、三島郡で潰れた家が百数十戸にのぼり、死人も多いと伝えた。この八月七日の水害は、長岡町を含めた古志・三島両郡一帯に大きな被害をもたらした。古志郡黒条村の黒津堤防は、明治に入ってから何度も破堤を繰り返していたが、この時も決壊してしまった。住民は、復旧工事に不備があったとして古志郡役所に押しかけた。九月九日には、その黒津と、新組村、長岡町の一部などが浸水した<sup>(29)</sup>。

このような大水害は、実はその後も何度も起こる。一八九八年九月には長岡で床上浸水が六六九戸、一八九九年一〇月には床上浸水が二三戸であった。一九〇二、〇三年にも出水した。一九〇五年には再び全市の三分の一の四〇〇〇戸が浸水した<sup>(30)</sup>。

#### 4 長岡の治水策

もちろんその間に、対策がたてられなかった訳ではない。一八九六年の大水害後の一月二二日には、広井一らが長岡小千谷間河身改修測量と、大河津分水工事の再開を求めて、「信濃川治水方針に関する建議」を県会で可決させた。九七年三月の新潟県治水会では、中之島村出身で信濃川治水に尽力していた代議士大竹貫一が会長に就任した。八月の古志・三島・南蒲原三郡の有志者治水大会は、洪水のさなかの開催で、治水計画練り直しのための調査を求めた<sup>(31)</sup>。しかし膨大な予算上の措置を必要とするこれらの方策は、直ちには実現出来なかった。応急措置として、とりあえずの改修工事が進められただけであったから、水害は引き続き市民を悩ますことになる。

そんな中で、大水害の多発は、むしろ人災であるとの視点が示された。「長岡郷友会雑誌」の第二〇号（一八九八年七月刊）の論説「北越第二の洪水」によると、それまでの洪水は、いくらひどくても堤防を切り耕地を流し街路に浸

水したことはなかったが、最近はたちまち大災害になってしまふのは何故かと問う。古老は、堤防の修築が粗雑で、河身の改修が水底を浅くした結果であるという。どうも近代技術の導入の過程のなかに、何か問題があるのではないかと指摘した<sup>32)</sup>。具体策を提示できなかったものの、大水害の直後にこのような専門技術の限界性についての認識が示されたことは注目されよう。

## 5 一九〇五年の大洪水

長岡の住民は、一九〇〇年代から一〇年代(明治三〇年代から大正初期)にかけての時期に、自分達自身の力で大災害にたち向かおうとし、その解決に向けての展望を切り開いていった。

一八九六年以来三年にわたって何度も浸水を繰り返した草生津町など六か町村の有志が長岡町長に西川の埋め立てを出願したのは、九七年一〇月であった。埋め立て派は川西方面の有志を味方に入れて運動したが、町長はこれに同意せず、議会も反対した。そこで草生津町など四か村は、西川埋立組合をつくって県当局に請願した。長岡町としては、通船の利便や景観からしても、直ちに埋め立て論には賛成できなかった。そこで翌年五月、郡長が調停に入り、堤防を堅固にするなどの調停案で妥協したようである<sup>33)</sup>。

しかし一八九九年、一九〇二年、一九〇三年と浸水が続く。一九〇五年には再び一八九七年以来の大洪水が長岡を襲った。七月四日午後一時頃から降り出した暴雨は、翌日さらに激しくなり、栖吉川、村松川が破堤して長岡のほとんども水につかった。浸水家屋四千戸は全市の三分の一にあたり、草生津町では水量一丈一尺(約三・三メートル)にのぼった。九日、信濃川筋の上組村前嶋と向嶋の堤防が決壊した。また太田川は延長二〇〇〇間(約三六〇〇メートル)にわたって破堤し、その惨状は激甚であると県に報告された<sup>33)</sup>。

長岡町では直ちに治水委員会が組織され、草生津町などを調査した。九月、西川水門、柿川瀬替え、福島江上置、

呉服町安善寺裏付近の水門増設のための測量機械が注文された。他方阿部古志郡長は、栖吉川沿岸町村が連合して水害予防組合をつくるよう勧めた<sup>34)</sup>。

しかしなお大水害は長岡を襲った。一九一〇年八月には草生津堤防が崩れて、市内の床上浸水家屋二五六七戸、床下浸水一五九二戸、冠水田一四二町余の被害が出た<sup>35)</sup>。翌一九一一年は、四月と八月に草生津堤防が決壊、七月には長生橋が流れてしまった。八月五日には三島郡大島の信濃川堤防が破堤した<sup>36)</sup>。市内の床上浸水三〇一四戸、床下浸水一〇四三戸、堤防破損七カ所、冠水田一三二町歩と前年に匹敵する被害が出た。一九一二年七月の水害では、市内床上浸水一一四戸、床下浸水六五八戸であった。

一九一三年(大正二)に入ると、八月二七日以来の暴風雨で太田川の四か所が破堤し、上下条、豊詰はほとんど全村浸水し、長岡市では床上浸水一八一九戸、床下浸水九二三戸となった。古志郡全体で二二か町村が被害をこうむり、冠水田は一六一一町歩にのぼった。さらに一九一四年八月一日、今度は上組村左近で破堤し、濁流が市内を襲った。文治町、山田町では水深五尺(一・五メートル)を越えた。床上浸水五九六五戸、床下浸水六〇七戸と、これまでの最大の浸水戸数となった。従来小舟を借り入れたり筏を組んで配達していた長岡郵便局は、この時の浸水で、ついに洪水用の郵便船数隻を新調することを上申した<sup>37)</sup>。郵便船を建造しないで済む方策は、なかったのだろうか。

## 6 抜本的治水対策への道のり

たび重なる大水害に対して、住民からさまざまの声が吹き出した。一九一〇年(明治四三)末には、信濃川改修工事短縮の意見書が県会で可決された。新川治水建議も、長岡市の有志によって取り組まれた<sup>38)</sup>。四郎丸村会は、一九一一年一月、柿川の河身改修を全会一致で決議した。豪雨のたびに五百町歩が冠水していた八町潟の排水計画は、利害対立を調整できないままになっていたが、七月、調整のために努力することになった。八月、栖吉川の開鑿

事業も、関係一市四村により、同年中に完成させることになった<sup>(39)</sup>。

同じ一一年八月一〇日、長岡商業会議所総会は、市の九割が浸水しているのを見て、新川の埋め立てを市に建議することを決定した。市青年会も、同様の建議を市に提出し、運動を始めた。そこで市参事会は妥協案として、信濃川の木戸口に閘門をつくる案を示し、市議会で可決した<sup>(40)</sup>。反町栄一はこの時日記に、治水工事ほど長岡に大切なことはないとし、埋め立てに反対し閘門設置を支持した<sup>(41)</sup>。渡里町の住民は西川治水期成同盟をつくり、埋め立て反対の激文数千枚を配布して賛成者の署名を求め、市会等にも陳情した<sup>(42)</sup>。翌年新川に閘門が設置されたが、反対派を配慮したためか、川は当分そのまま残された。

一九一四年(大正三)九月、長岡市の治水完成を目的として治水同盟会が発足した。市会議員、商業会議所議員、治水調査委員、各町選出の委員によって構成されていた<sup>(43)</sup>。先にみたようにこの年も長岡は大水害に見舞われたが、治水の面では大きな進展があった。太田川の改修工事が県の補助を得て着工され、一九一六年九月に竣工した。八町潟の水害予防組合がやっと発足し、二〇三〇間(約三六〇〇メートル)の瀬割堤を築いて猿橋川の流末を与板橋に導くことになった<sup>(44)</sup>。全線の通水は、一九二五年であった。この間に大河津分水工事が着工されており、一九二四年に竣工した。蔵王口の逆水止閘門や柿川の改修、栖吉川と福島江の合流点に水門を設けるなど、さまざまの懸案が解決される中で、水害克服への筋道が次第に見えてきたのである。

このように水害の克服のためには、膨大な予算と大工事が必要だったので、住民の復興への願いは議会や行政を通ずる国家財政支出によってしかかなえられないのが現実であった。そのような国家財政による措置が一九〇〇年代から一九一〇年代に可能になったことで、水害からの復興や予防の主導権は住民自身の手から、より上級の行政機関や議会・政党などに移っていった。

## 三 大火と消防

### 1 一八九四年の大火

都市であれ農村であれ大火にみまわれなかった地域はまれであった。繰り返す大火に住民はどう立ち向かったのだろうか。

戊辰戦争で町の大半が焼かれてから後も、長岡は度々大火にみまわれた。一八七四年(明治七)には渡里町と上田町の二〇余戸、一八八〇年六月六日には神田一の町から二の町、西神田町までの二三二戸が焼失した<sup>(45)</sup>。

戊辰戦争から長岡空襲までの間の最も大きな火事は、一八九四年四月四日午前三時四十分平潟神社から出火した、いわゆる「知慶院様の火事」である。夜明け前だったので気づくのが遅れ、人々が駆けつけた時には一面の火の海が南東から北西の風にあおられて延びて、手がつけれない状態になっていた。西は表一の町から四の町まで焼き払われ、甲野医学士宅で消し止められた。裏一の町の火は四の町までと船江町、上田町、渡里町に延焼した。焼失戸数は、当時の新聞発表で五八六戸、その後増えて約七〇〇戸となった<sup>(46)</sup>。焼けた地域は長岡の商業中心地だったので、町の経済活動を直撃した。

だが復興に向けて住民は熱心に取り組んでいく。仮屋を建てて早速商売を再開する商店があった。街頭は、家を再建する大工や左官、人足などでごったがえした。近郷の古家を買取り、移築する人もいた。道幅が狭くて消防活動が困難だったことが大火になった原因とされ、町債を募集して土地を買い上げ、拡幅工事も行われた。商業地だったため比較的資金繰りがつきやすい人々が多かったことも、復興を早めた要因である。対照的に、借家に住んでいた六〇余戸の貧民層は退去を求められ、草生津町の街はずれや塵捨て場などを借りて掘立て小屋に住まざるを得なくなった<sup>(47)</sup>。

## 2 消防組の設置

一八九六年(明治二九)春、長岡町の新火防組が一五〇人によって組織された。それまで長岡付近では住民みんなが火防に責任を持つというのが慣習で、火事が出ると一戸にひとり先を争って消火にかけつけていた<sup>(48)</sup>。それが、あらかじめ任命された火防夫の任務に移された。九四年二月に消防組規則が勅令として定められ、警部長、警察署長が地域消防組の組頭・小頭・消防手を任命して、指揮監督にあたることになったためであろう。消火時の指揮系統を一元化し、敏速な消火活動をすすめるためということで、共同体的な防火組織から、警察署中心の体制に再編成された<sup>(49)</sup>。

しかし初出勤となった九六年八月二〇日の千手町の火事でも、千手西側の五戸が類焼した九月五日の火事でも、消防にあたる人が不足し、しかも現場に着くまでに時間がかりすぎるとの不満が出た。秋、再び大火が渡里町を覆った。同年一月九日の夜一時に出火した火は西の烈風にあおられ、四一戸を全焼した。雨が降っていたので、かろうじてそれ以上の延焼はまぬかれたという<sup>(50)</sup>。罹災者のほとんどは貧民層で、冬をひかえて路頭に投げ出されてしまった。「郷友会雑誌」に載ったこの火事の感想には、素人の眼で見ても消防夫が足りないのは明らかだと記されている<sup>(51)</sup>。

先の勅令では、消防夫の手当や装備は町がすべて負担することになっていた。財政事情の逼迫から一五〇人の定員に押さえられていたようであるが、一二月二七日に開かれた長岡町会は、急拠消防夫を一五〇人倍増する案が可決された<sup>(52)</sup>。消防組は、一九〇二年には長岡六か町村の組織となり、一九〇六年には長岡市消防組となっている。

火事は、その間にも度々起こった。一八九七年一〇月三〇日の午後七時三〇分頃、渡里町の北運組事務所から出火し、消防夫の必死の消火活動にもかかわらず、折りからの西北の暴風雨にあおられて柳屋旅館に飛火し、一八二戸が全焼した<sup>(53)</sup>。一八九七年の大火である。

一八九八年は、放火が大流行した年である。四月二日と一四日には千手町で、七月八日には草生津町などで、一〇日には裏四の町と長柄町で、放火があった。八月、三島郡宮本村では、僧侶が放火して二〇戸が焼け、本人は無期徒刑になった。長岡日報は、知事が放火について新潟県特有の犯罪であると、その防止を訴えたことを報じている<sup>(54)</sup>。たしかに長岡でも、うらみの放火、子供のマッチ遊びなど放火の記事にこと欠かない。一八九九年三月には、新町小学校と同役場が全焼した。また六月一五日正午すぎ、油煙が中島の空をおおった。平野製油所から出火し、九製油所、三九棟が焼けた。前年一〇月にも本多製油所から出火するなど、中島の製油所の火事は度々あったが、こんな大火は初めてのことだと東北日報は伝えている<sup>(55)</sup>。

### 3 屋上制限をめぐる攻防

一九〇一年(明治三四)六月に開かれた長岡経済会の例会で、火災予防のために屋根を木ではなく不燃物とする屋上制限を行うべきかどうかが討議された。野本長岡警察署長は、大火の続出に対処するため、屋根を不燃の素材である瓦か亜鉛にふき替えるべきだと力説した。岸宇吉は、その趣旨に賛成しつつも、従来の長岡の火防と家屋構造についての慣習から早急な実行は困難だろうと述べた。そこで五人の委員をあげて検討することになった。表四の町西側ではとりあえず自主的に亜鉛葺にすると決している<sup>(56)</sup>。

県は、同年七月に屋上制限規則を制定した。県の規則で指定された地域の家屋はすべて新築・改築の際は屋根に不燃材料を使うこと、他の建物も一〇年以内に不燃材料にふきかえることが決まった。住民による自主的な取り組みを無視し、規則に従うよう求めたので住民側は強く反発した。長岡町会は実施猶予の請願を決議した。目的はいいが、そのための経済的負担に耐えられないというものであった<sup>(57)</sup>。

一九〇八年、屋上制限規則が改正された。「不燃材料」というあいまいな表現が、「瓦その他の耐火質材料」と改め

られ、また既設の建物でも問題があれば知事がふきかえを命令することが出来るようになった。一一年の完全実施を  
らんで、より強い規制に改正したのである<sup>(58)</sup>。

しかしその一九一一年を前に、住民の不安は高まらざるをえなかった。一九〇九年一月には県下二市三七町二〇  
村の有志が集まって屋上制限延期を求める協議会が発足した。長岡市からは新保新造が発起人として加わった。二三  
日に開かれた請願大会における決議は、新潟のような雪国の屋根を規則通りふきかえるためには土台や屋根の勾配を  
替えなければならず、それには新築と同じくらい金がかかる、趣旨に反対ではないがなお一〇年から一五年の実施延  
期を求めるとした<sup>(59)</sup>。一一年七月、東北日報は社論で、この問題は新潟県始まって以来の最大問題であり、屋上制  
限の強制は県民の生存上大打撃であり経済界に深刻な影響をもたらすと指摘し、実施の延期を強く求めた<sup>(60)</sup>。

長岡市のこの時までの屋上制限実施状況を見ると、施行必要戸数八〇四一戸に対し実施した家屋一八一二戸で、残  
り六二二九戸が未実施であった。北越製瓦会社では、前年秋以来瓦の需要が激増し、工場の拡張に迫られたとい  
う。しかし駆け込み改修の数も限られていて、多くの家屋は未改修のまま満期を迎えることになった<sup>(61)</sup>。

そこで長岡商業会議所内に設けられていた長岡商工研究会は県に陳情書を提出し、これまでふきかえ出来なかつた  
のは資力がともなわなかったためで、いったん実施を延期した後で積立金を奨励するなどにより完全実施をはかるべ  
きだと主張した<sup>(62)</sup>。長岡警察署には二千数百戸の屋上改葺延期願いが出されていたが、結局それらのほとんどは認  
められたようである。新聞報道ではすべて不許可になったような見出しがついていたが、実際には東坂之上町の住民  
が所有する長屋など一〇数軒のみが該当しただけであった。この間未実施者には警察が一日に三回も督促に訪れたり  
したが、生活の維持が先だとする住民の意向を無視しては、いくら大義名分があっても強制的に実施することは出来  
なかつた<sup>(63)</sup>。改正規則は、一九一二年五月に廃止された。



## 4 火災の推移と消防

市制施行とともに、長岡市消防組が発足した。九部にわかれ、腕用ポンプ九台をもち、総勢四〇一人であった。牧野市長のあとを受けた川島市長は、消防設備の充実に意を注ぎ、自ら調査してスイス製の蒸気ポンプ二台を購入した。また貯水槽を設置し、長岡警察署屋上に火の見櫓をつくった<sup>(64)</sup>。その後一九二〇年(大正九)にはガソリンポンプ、二四年にはベンツ社のポンプ自動車を購入した<sup>(65)</sup>。

その間にも、火事はひんばんに起こっていた。一九一〇年八月、神田一の町のそば屋から出火した火の手は、石橋をはさんだ関東町の下駄屋に燃え移り、二手にわかれて両町を焼いた。昼火事だったので、反町栄一もかけつけたが、消火している人は見あたらず、皆荷物を運びだしていた。かけつけた消防組の蒸気ポンプが威力を発揮したが、もっと少数精鋭の機動力のある消防隊が必要だと、反町栄一は記している<sup>(66)</sup>。約七〇戸が焼失した。

一九二〇年五月には改築中の坂の上小学校から火が出て、六時間にわたり東坂の上町、城内町、松の湯小路、稲荷屋小路の約二百戸を焼いた。長岡駅に近く倉庫などが多かったので、損害額は百万円を越えた<sup>(67)</sup>。

限られた消防力では大火はなかなか防げず、そのためいくつも消防組の補助組織がつくられた。一九一三年には、市内三二か所に警火組合がつくられた<sup>(68)</sup>。一九二二年二月、消防組の後援組織として長岡市消防義会が発足した。反町栄一らは消防組が弱体であるとして、長岡の在郷軍人分会員によって一七二人の義勇隊を組織した。彼は日記に、同年八月の西神田の火事には制服を整えて出動、十月の渡里町の火事では、義勇隊が大いに活動したと記した<sup>(69)</sup>。村々も防火に努めた。王寺川村王番田では、一九一一年六月に火災予防組合がつくられた。竈・炬燵・洋燈などの使用に注意をはらうこと、消化器や簡易ポンプを備えること、火事が起こったら消防組が出動するまで応急処置をすること、などが規定されている。この年の長岡市の火災は二五回で損害額二〇六円であったが、長岡署管内の郡部合計は二九回で、損害額も二二九五円にのぼった<sup>(70)</sup>。

長岡署管内の火災件数の推移を『長岡市累年統計書』によって追跡すると、郡部・市内とも一九二〇年代にかけて上昇カーブを描いていることがわかる。郡部の大火としては、一九〇二年六月の関原村大火がある。三三戸が全焼した。三四年六月の浦瀬大火では、九〇戸が焼けた。豚小屋に堤灯を置き忘れたのが火事の原因であった<sup>71)</sup>。繰り返される大火の下では、地域住民による自主的な消防では対応出来ないという現実を踏まえて行政組織としての消防組が消火の主役とならざるを得なかった。自主的な取り組みが維持された地域もあったが、他方が郷軍人会分會がそれを担うこともあり、消防という公空間をめぐってのせめぎあいが続いた。

## 四 不況・凶作と救貧

### 1 不況と凶作

松方デフレなどによる不況の繰り返しや天候不順による凶作も、住民を襲った身近な災害である。住民の生活サイクルのなかで直面せざるを得なかった好況と不況、豊作と凶作の波と、それへの対策について検討しよう。

長岡の中島町は、戊辰戦争後にひらけたところである。商人や農民のほか、旧士族も住みついていた。その旧士族の或る一家が逃亡したという記事が、一八八一年(明治一四)五月五日付の新潟新聞にのつた。この頃中島町では、いかがわしい無尽に手を出したために生活が行き詰まり、家族ごと逃亡することが大流行したという<sup>72)</sup>。

一方同じ時期に町の中心部では、芝居や浄瑠璃、軽業、からくりなどが引きも切らず興行されていた。見物人は、近郷の地主が多く、ずいぶんにぎやかであった。だが米価の下落によって、町は不景気にあえいでおり、一般の町民には芝居見物などする余裕がなかった。貸座敷に通う人も減り、かわって密売淫という非合法の売春が盛んとなっていた<sup>73)</sup>。

松方正義が大蔵卿になって、富国強兵を優先するデフレ・インフレーション政策をとったのは、八一年の秋であった。その直接的影響ということではなかったものの、年末の長岡は不景気で目もあてられない状況で、餅をつく音さえ聞かれなかったという<sup>(74)</sup>。

予想外の凶作にみまわれた六日市村周辺の農村では、一二月に小作人が自分達の食用に一俵につき二升ずつを貸してくれるよう、地主に申し入れている。地主はこれを拒否し、小作人はあちこちで寄り合って対策を相談したという<sup>(75)</sup>。不況は農村にも及んでいた。翌八二年三月の新潟新聞には、三島郡の流行物はばくちと密売淫であるとの記事が掲載された<sup>(76)</sup>。

長岡地域では、松方デフレによる物価の大幅下落が始まるかなり前から、町民のなかに経済的困窮者が増え続けており、ついで凶作の影響で周辺農村にも及んでいたことがわかる。八二年秋からのデフレの本格化の中で、人々のくらしはさらに追いつめられることになった。

## 2 救貧策

一八八三年(明治一六)秋には、各町内とも五・六戸以上に売家札が張られた。千手町、新町あたりでは一〇数戸もあり、逃亡人が続出した。割木、炭、薪の値段が非常に下がったが、不景気で商人連がひまになったせいか貸本屋だけは繁盛したという<sup>(77)</sup>。

貸長屋の家賃が高いので借り手がなく、たいてい空屋になっていると報じられたのは、八四年の夏である。この頃乞食が増え、長岡警察署は八月一六日から追い払いに着手している<sup>(78)</sup>。

一八八四年から八七年にかけて、窮状はより深刻となった。戸長役場が八六年二月におこなった調査によると、窮民の戸数は、坂之上町で二〇〇戸以上、表町が二〇〇戸たらず、新町・千手・宮原などを加えると五〇〇戸以上とな

り、一家族四人とすると、二五〇〇人にのぼった。窮民の多くは、米粒の入っていない草の芽の雑炊を飲み、家畜の飼料用の飴かすまたは蕎麦殻に塩を加えて食べたという。その頃娘を売る人もとみに増え、女子は一種の財産のようにみられるようになった。誰いうとなく、女子を公債証書と呼ぶようになったという<sup>(79)</sup>。

各町内では、その都度救済策が練られた。八五年の三月には神田三之町で、町内の貧民に一日白米二升ずつが三〇日間にわたって配られた。坂之上町や千手、宮原、宮内、新町でも、粥を配るなどの救助がなされた<sup>(80)</sup>。八六年になると、飢餓者に対して協議費その他の公税を免除する論議が出されている<sup>(81)</sup>。

農村部の窮状はより深刻であった。松方財政は、富国強兵のために地方の出費はなるべく地方税等からまかなうことにしたため、地方税や区町村の協議費が増加していった。米価も半落してしまつたから、地価二・三百円所有の中農でも、それまでの経営ではやりくりできなくなり、農地を手放す者が続出した。八五年三月頃、高利貸しなどが長岡裁判所に訴えたため、破産等の処分になつた農民が百人にのぼつた<sup>(82)</sup>。

窮状の打開策は、村の共同体的規制に求められた。古志・三島両郡の村々では、八三年頃からあいついで臨時集會を開き、儉約条例を議決している。同年二月の新潟新聞の報道によると、これらの条例では、地租五円以上を納めるもの以外は、こうもり傘、外套、足袋・雪駄・皮緒の履物、絹や縮布類の使用を禁止する、女はすべて髪飾りを使つてはいけないとしており、もし違反した場合は地租五円以上の納税者と同様に公私の諸費を負担しなければならなかつた<sup>(83)</sup>。

他方財政措置による救済の代わりとして国が採つた方針も、藩政期以来続いてきた共同体の相互扶助機能にたよることであつた。郡役所や連合戸長役場が、その旗振り役となつた。一八八七年の五月から一〇月にかけて、村々から、大村外八か村の戸長や三島郡長郷田兼亮にあてて様々の救助法が提案された。「明治二十年五月 窮民救助法」によると、救助内容は、一六歳から七〇歳までの男子は一日につき玄米四合、女子は三合、一〇歳から一五歳までの子供

と七〇歳以上の老人は男女とも三合、一〇歳以下は二合であった。援助は、ある村では九か月までは親族で、その後三か月は隣家、あとの五か月を村でまかなうとしている。大村では、親族三か月、近隣三か月、村中一か年であった。灰下村では、鰥寡孤独(老いて妻がないなど)や廃疾(不治の病)などで暮らせない場合には、三か月間は親族で、一〇日間は近隣で、九か月間は村内重立で、さらに見通しが立たなければ村から県庁に救助を具申するとなっていた。また火事や水害、流行病などによって生計の道が断たれたとき、村内で協議して米穀か金銭を期限を定めて低利で貸しつけるか、またはさきの救済策をとるとしている。同村では、一五歳から五〇歳までの男子は一日あたり米二合、雑穀二合、女子は米一合五勺、雑穀一合五勺と、救済内容も他村とは異なっていた<sup>84)</sup>。

実際に村のなかで窮民がでたときには、このような方針に沿って村惣代と村会議員が協議し、村の共同責任として対処した。村は松方デフレが進むなかで、連帯して困窮者を救済する機能を高めたが、それは同時に重立などの政治・経済的有力者による秩序を強めることにつながった。またそれぞれの村では、特色ある対策がとられたものの、郡役所・県にとつてはみずからの財政支出をとまわらない安上がりの窮民対策以上のものではなかった。彼らも、戸長官選などによって否定しようとした旧来の自然村が実際上持ち続けている機能を認めざるを得なかった。

### 3 一八九〇年の米価高騰

一八八九年(明治二二)の虫害などによる凶作の影響で、九〇年に入ると長岡でも米価が急騰した。二月には五斗入りの米一俵が三円七〇銭、小売り白米一升が六銭台から八銭二厘となった。農家の売り惜しみなどにより品不足感が高まり、三月には一升八銭三厘となった。一俵の値段も、四月には四円、六月には四円六〇銭になったが、七月には三円四〇銭に下がった<sup>85)</sup>。

この一八九〇年をピークとした高米価の影響をもっとも直接に受けたのは、その日暮らして米を買っていた細民層

であった。古志・三島両郡では、にわかに貧民が増え、どんなことが起こるか実に嘆かわしいと、二月七日付の新潟新聞は伝えている<sup>(86)</sup>。

長岡の町中では、例年なら人家の雪下ろしの人夫賃として一万円以上の金が使われるが、少雪のため貧民の現金収入の道が絶たれたため、折からの高米価に呆然の体であったという。湯屋・理髪店・飲食店の客足は止まり、神田町あたりでは毎夜盗賊がうろついて安心して寝られなくなった。六月、町内の重立が集まり、計画中の平潟神社の改修費として有力者に寄付を求め、それを工事人夫賃として支払うというかたちで救済する案がまとまり、さっそく実施された。その際貧民調査もなされた。長岡町・長岡本町・千手・草生津・新町・四郎丸・石内で飢餓状況にある家は三四、五戸であることがわかり、救助にあたったという<sup>(87)</sup>。

騒動が起こりかけたのは、米価が下がり始めた七月に入ってからである。新町の貧民は、あちこちで集会を持った。家々が毎夜警戒を厳重にしていた折り、一九日に新町の各所に張り札がなされた。そこには米価を六錢五厘まで下げなければ、米商の家をはじめ町内を焼き払うと記してあった。実際には何事も起こらなかったようであるが、この間一触即発の状況が生まれていた。長岡では、他町村からは若干遅れたものの七月に入って外国米(南京米)を安く買い入れて売り出したところ、日本米の米価が下がって外国米を買う人がいなくなってしまった。米商が日本米に外国米を混ぜてうっているとのうわさが町中に広がったところ、新町の米商がその実行者である長岡警察署に告発された<sup>(88)</sup>。さきの不穏な状況はそこから生まれたのであった。

一八九〇年の秋は一転豊作となり、米価も落ちついた。だが、依然として不況は続き、古志・三島郡内ではとばくと密売淫と窃盗が流行した。信州や上州、北海道から女子労働力を求めて仲介人が入り、一〇月には多くの女子が三々五々列をつくって旅立っていった。一二月、四、五人の女衛が来て、親から委任状を受け取った娘たちを五人一組にして連れ去った<sup>(89)</sup>。

このような困難な状況を、人々はだまって甘受したのではない。一八八九年一月のことであるが、富曾亀村新保の小作人は、地主に一割五分の小作料減免を求めて断られたので、三〇余名が地藏庵に集まった。減免が認められるまで稲場寄せの祝餅をつかない、土代米（小作米）を納めない、一同家に帰らないと申し合わせた<sup>90</sup>。小作人が結束して地主の威圧に対抗したため、ついに地主側が折れ、若干の減免を確約したという。

一八九〇年六月には、長岡の丁持ちや日雇い者が集まった。高米価になったのに日雇い賃金が上がらないので、賃金を何割か増加するよう相談している<sup>91</sup>。

長びく不況に長岡の社会が動揺を深めるなかで、寄り集まって果敢に問題に立ち向かう人々が登場し、他方祈りに救いを求める人々も生まれた。これが松方デフレの、もうひとつの側面である。

#### 4 米価暴騰と窮民

石油業の勃興は、多くの住民に新たな生業を与えた。一八九〇年（明治二三）の米価高騰後、翌年春には小売一升六錢八厘まで下がったが、年末からまた値上がりして飯米を購入せざるを得ない人々を不安に陥れた。この頃から、石油工夫をはじめ製油工、石油運送人、それに船輻業、食品・小間物販売店などに新たな就業機会が生まれ、比較的安定した都市生活を営める人々が増えていった。

そんな時起こったのが、前項でみた一八九六年から九八年にかけての大災害であった。多くの水田や畑が水に浸かり、村々は大凶作にみまわれた。九七年に入ると長岡町は不景気で身動きがとれず、各商店は客の閑散に苦しんだ。米価も暴騰した。いくら賃金があがったとはいえ、下層の人々には高い米を買う余裕はなかった。雑穀がにわかにかれはじめたので、穀商は一驚して続々新たな注文を發した。

旧米と新米の端境期である一八九七年九月以降、米価が暴騰した。長岡米穀取引所では、九月二八日に定期取引米

の値段が一二円三六銭まで上がったので、いったん売買を中止した。一〇月一日には、一二月に出回る新米についての売買を始めたが、たちまち一三四八銭に上がり、また当分休業することになった<sup>(92)</sup>。長岡の正米は、同月末には一五円六、七〇銭まで暴騰した。一升の最上白米の値段は、一八銭五厘であった。

高米価は全国的であったとはいえ、長岡のそれは実は大阪に比べても二円以上、新潟市より三〇銭以上高かった。買占めなどの投機的な動きによる人為的な高値が、翌九八年に入っても続いた。

長岡の住民は不満を強めた。貧民惣代等の名で暴騰を押しやることを求める願書が日々何通も送られた。知事は不穏な状況に対処するため、三月二一日古志郡長に対して、米穀取引所役員に説諭すること、取引の模様を報告するよう電報で伝えた<sup>(93)</sup>。説諭の効果か、米価は次第に下がりはじめた。五月になると外国米の入荷が次第に増えたこともあって、内国米一〇円にまで下がった。

一八九九年(明治三二)も、長岡の商店は不景気に苦しんだ。天保生まれの古老も覚えがないほどの不景気で、呉服店、小間物店、古道具屋のほか大工、左官まで嘆き暮らしていると、新潟新聞は報じた。一転、米価が下落したので地主は売り惜しみ、百姓は相応の得米はあってもそれまで三年間の凶作時の借り受け米を金納するのに手いっぱいであった<sup>(94)</sup>。

なお太刀川啓次郎の一九〇三年(明治三六)二月の日記には、長岡細民惣代の名で嘆願書が長岡警察署に提出されたことが記されている。米価の騰貴は岸宇吉らが鈴木常作、川上佐太郎両仲買店を通して買い煽らせたためである。細民の難渋は一方ならないので、取引所の取引を中止し、彼らに相当の制裁を加えるべきである、と訴えた。長岡署が取引所の理事を呼び、注意を喚起することになったという<sup>(95)</sup>。



## 5 勤儉の奨励

大水害による困窮から立ち直るためには、勤儉にひたすら励む以外にないと多くの人が考えた。古志郡富曾亀村亀貝では、一八九九年二月に五か年間の儉約事項を定めた。衣類や家具など一切新たに購入しない、年始祝いから秋振舞まで一切賓客を招かない、五節句・氏神例祭にも一切客は招かない、農業雇人・職工雇人には酒は一切出さない、などである。

長岡経済会は、一九〇〇年一〇月の例会で貯蓄奨励について話合い、豊作の今年こそ貯蓄を奨励すべきだと県知事に建議し、あわせて長岡の鉱業組合や製油組合などにも要請することになった。そして翌〇一年八月、同会が中心になって長岡勤儉会を発足させた。発起人会で幹事の広井一から説明のあった設立趣意によると、近頃長岡では交通の便がよくなり石油業なども勃興して都会的なぜいたくが身につけてきているが、それは好ましいことではない、このような弊風を正すために勤儉会をつくったのだという。もっともその前段では、日清戦後の国家の衰運を救うための唯一の策が、国民一致の勤儉貯蓄であると位置づけており、広井らの場合、三国干渉後の日本の状況についての憂いが同会設立の動機のひとつであったことを伺わせる。

なお一〇月に開かれた長岡勤儉会の第一回総会では、約束を厳守すること、学校生徒の運動会・式日に絹布を着るのを禁止する、また兵士の送迎に節約をはかる、送別宴会はせずに贈り物とする、などが議題となった<sup>96</sup>。

## 6 新しい息吹

人々は、繰り返される不景気に打ちひしがれていたばかりではない。むしろ多額の税負担や低賃金は不当なものであると考えるようになったのであり、いろいろな組織をつくって声を発し、行動するようになった。

長岡組人力車営業人は、一八九三年十一月、柳原町に地方税減額期成同盟会事務所を置いて、車税の減税を知事と

通常県会に請願するために奔走した。長岡ではほとんど半年間は雪のため営業できないのに、車税は同じなのは不公平だという考えに立つてのことである。長岡の売薬業者が寄り合ったのは、政府の売薬税率増加の意向が伝わった時である。九八年一〇月一四日、真澄亭で反対の集会が持たれた。六日後、寺町の西福寺で長岡売薬同業組合が発足した。当時売薬業者は百人以上いたが、そのうち何人参加したかはわからない。同月一三日に開かれた長岡製油家組合会の臨時会では、草生津町小作人から出された損害請求について討議された。油毒事件にかかわる請求で、委員をあげて小作人と交渉し、円滑に取り計らうことになった。公害をめぐっての、注目すべき補償要求であった。

長岡石油鉦業組合は、一九〇一年二月、鉦業条例改正法案中の試掘地課税への反対運動委員として、野本松二郎と三島徳蔵を選んだ。中蒲原郡の組合などと共同し、法案が議会で審議される時に上京し、反対運動をすることになった。同じ一九〇一年二月には、長岡の菓子業者が集まって、砂糖課税問題を討議した。砂糖はすでに一割弱値上がりしている、菓子料金を一割値上げすることに一致した。この場合は課税への批判は、みられない。なお菓子商の団体は、すでに九七年三月に菓子商数一〇人が会合して、共親会を組織している。営業上の打ち合せや相互の親睦をはかることを目的にしていた。

織物業者は一九〇〇年四月に、組合を設置することで一致した。七月に発起人会が開かれて、八月に長岡織物同業組合が発足した。しかしこの組織は実質的な活動をしなかつたようで、三年後の一二月に長岡羽二重整理所の土田元郎らによって同じ名前の組合がつけられた。機業・染業・綿糸業・仲買の四団体の組合であり、土田のほか小林六四郎・小倉正平・須藤善造・羽賀虎三郎などが発起人となった。煙草の官業化に反対する同盟会には、三島郡関原村の高木太一郎が加わっていた。一九〇三年一月、反対のため上京する高木の見送りと示威運動のため、関原村の煙草業者、煙草刻職工など百数十人が参集した。

一九〇二年五月には、宝田石油比礼出張所で、職工一七人によってストライキが起こされた。他の部門の職工は昇

級したのに、鉄工部は一人も昇級しなかったことに不満を持って、全員辞職を申し出たのであった。結局一二月後に何とかするという条件で折り合い、辞職を撤回した<sup>(97)</sup>。一九〇〇年の前後、長岡では商店主や鉱業家、織物業者などが参集し、自分達の意見を反映させるために業種別の団体をつくっていったが、さらに職工達も賃上げのストによって、みずから意志表示をするようになっていたのである。

なお一九〇一年(明治三四)一月一日に、長岡六か町村が合併したのにもない石内町にあった北廓と、それまで大花火を主催していた山田町等の南廓を一緒にして、文治町に新しい花街をつくる計画がにわか上浮上した。町民の訴願を受けて、県当局は一九〇二年三月に、五年後をめどに南北廓を文治町に移転するよう伝えた。南廓の貸座敷連は、移転する必要がないと反対の訴願をしたが、却下されてしまう。しかし一転して一九〇七年(明治四〇)四月に南北の遊郭が合体し、文治町で長岡新游郭が営業を始めた。

不況や凶作を甘んじて受容していた住民は、一九〇〇年前後を境にして生活の困難を打開するためにそれぞれの立場に依拠して異議を申し立てるようになった。生活自治に基く様々の意思表示は公空間をめぐるせめぎあいの渦中に投げ込まれ、それが公共的であると広く社会的に認められる場合には成就されることも多くなった。

## 五 義捐と社会集団

### 1 在郷軍人会と義勇隊

不況や災害への取り組みに見られた公空間をめぐるせめぎあいは、この頃相次いで結成された社会集団においても顕著にみられたことである。在郷軍人会分会や青年会の実態を通して検討しよう。

帝国在郷軍人会の長岡市分会の発会式は、一九一〇年一月三日に行われた。五百人が参列して、撃剣などを行っ

た。とはいえ分会となつてからの行事は、忠魂碑の春季祭と秋期祭、軍事奨励講話会の開催などで、それまでとさほど違つていない。長岡市分会にとつては、会の存在意義がなかなか社会に認められないというジレンマがあった。一九一五年に副会長に就任した反町栄一は、軍人会の不振振りを嘆き、市民の冷眼視に反発した。日本の国防力の中心勢力である在郷軍人を、軍閥だ軍国主義だといつてかえりみないのはもつてのほかで、軍人分会が率先して国民を指導し国力を増進すべきであると強調した。そのためには、軍人会が指導する事業を起こさなければならぬ。ひとつは少年隊を設けて少年に軍隊的訓練をする。もう一つは火災に備えて火防隊を結成する。消防組は烏合の衆であり、火災は平時における戦争であるから、分会員によつて火防隊を編成することが最も効果的であろう、と考えた。

一九一五年二月に開いた長岡市分会の研究委員会で、水火災救助隊を組織するために市消防隊の状況を調査し、約七〇人の隊をつくることにした。河島市長、橋本警察署長の意見を聞いて、規約も起草した。しかし消防夫から反対の声があがつた。調整のため市役所で開かれた消防組各部頭・小頭の会議では、救護隊と消防隊が衝突する恐れがあるとの反対論が出てまとまらず、結局新組織をつくることを断念せざるを得なくなつた。

この救助隊案が実現を見るのは、米騒動における在郷軍人分会の警備活動が一躍市民の注目を浴びてからである。反町は、米騒動の直後の日記に、官民ともに事ごとに分会の力に期待し、その結果市民の信用を高めることになつたと記した<sup>98</sup>。軍人分会義勇隊が正式に発足したのは、その後間もなくのことであつた。義勇隊の服装が整えられ、消防の応援部隊として位置づけられることになる。

## 2 長岡の青年会

長岡で青年たちの会が村々につくられるのは、一八七〇年代以降のことである。新組村の器成会、富曾亀村の行修会などで、それぞれ凝つた名前がつけられた。日清・日露の二度の対外戦争はまた青年を刺激し、その前後の時期ま

でほとんどの会が創立を見ている。

この頃の青年会には、思い思いの目的が盛り込まれていた。日露戦争の前に足尾鉍毒被害民の救済義金や東北饑民救済義金の募集を行った救世教の青年会は一八八九年(明治三二)に発足している。窮災にあつて困っている青年諸子を救うことを唯一の目的としていた。

一九〇二年につくられた北越仏教青年会は、文明が物質的・器械的・有形的なものにかたよっていることに反発し、精神的・道義的・無形的なものを大切にすべきだと主張した。宗派をこえて仏教本来の面目を発揮し、仏教の精神にもとづく慈善事業などを通して社会の改善をはかることを会則で唱った。

長岡実業青年団は日露戦争直後の一九〇五年一月に発足したが、先ず取り組んだのは東北飢饉地への慈善米募集であった。そのため長岡日報は、慈善より長岡商工業の発達について考えるのが本来の役割ではないかと苦言を呈した。だが一九〇六年一月の総会では、長岡町の市制施行、市内電話架設、電灯の供給、慈善演劇会などが議論されており、具体的問題にも取り組んでいたことがわかる。

上組村の石坂郷友会も、同じ頃つくられた。その目的は、青年が事業を行うために必要な知識を持つことに価値を見いだすようになることであった。小学校の卒業者が愉快に交際を深める中で、的確な知識が温められていくのではないかと、と主唱者の小川真弘は考え同会の創立を提唱したのである。各界の有識者の談話を聞いたり、夜学会を開いたり、貧困児童を学習させる便宜をはかるなどが事業として掲げられた<sup>(99)</sup>。

この頃までにつくられた青年会の多くは、たとえば六日市村の矯風会のように、旧来の若連中などが持っていた弊風をただすことに主眼があつたとはいえ、様々の角度から現実の問題に柔軟に対応しようとした。

しかしこれらの青年会は、日露戦後の地方改良運動の中で、戊辰詔書の趣旨に即して天皇をうやまい、知徳を修養することを目的とする団体へとだんだん枠づけられていった。一九一〇年代に入ると、浦瀬青年団規則に見られるよ

うに修養が第一の事業となり、兵士の送歓迎などの事業も盛り込まれた。

一九一〇年九月に古志郡教育会が主催して開かれた青年大会で、古志郡連合青年会が発足した。会長は斎藤郡長、副会長は河本郡視学であり、県や郡当局が村の青年会を強く指導する体制をつくろうとしたことがわかる。古志郡連合青年会の一九一二年度(明治四五)予算によると、収入は各村青年会の負担金と郡費補助であり、それを通俗講話会や優良青年会の表彰などに支出することになっていた。このような形で青年会が再編成されるなかで、発足の頃にあった多様さや個性はかえって失われることになった。

### 3 北溟雑誌・青年義勇会・佐渡新聞の義捐活動

「北溟雑誌」は一八八七年(明治二〇)年一月の創刊で、それを受け継いだ「佐渡新聞」は一八九七年九月の発刊である。明治中期の佐渡を代表するこれらの言論機関について、従来きちんと位置づけられていなかった活動がある。創刊直後から取り組まれた義捐金募集である。「北溟雑誌」第一号の「社告」は、加茂郡にある六〇戸ほどの漁村の救援のために義捐金募集を呼びかけたものである。椿村では前年にコレラがまん延して二五人が死亡し、同年には浜小屋からの出火延焼で七二棟が丸焼けになった。佐渡では例のない困難な事態が生じたので、是非義捐に応じて欲しいという趣旨であった<sup>(10)</sup>。

日本における義捐を冠した活動は明治以降に始まった。「北溟雑誌」はなぜ創刊と同時に義捐活動に踏み込んだのであろうか。地域社会(村共同体)は貧者を救済しなければならぬとする近世以来のしきたり、仏教的ほどのしの伝統という系譜が底流にあることはたしかであるが、言論機関が読者という不特定の人々に対して義捐を呼びかけたことは、それまでなかったことである。直接には、創刊の四か月前の八七年七月に起こった磐梯山噴火(死者四七一人)をめぐる新聞各社の義捐活動から影響を受けたのだろう。一五新聞社の連名による義捐金募集の呼びかけに、海外を

含む多くの人々が応じたという<sup>(10)</sup>。北溟雑誌も、新しいメディアの役割として義捐活動を位置づけた。みずからの発刊の志と義捐活動との琴線がふれあっていると認識したからこそ北溟雑誌の第一号に一漁村の災害救済のための義捐金募集の「社告」を出したのである。

翌八八年一月に刊行された「北溟雑誌」第三号では、難破漁船の被害民に対する義捐を呼びかけている。加茂郡湊町の漁業者の持船四隻が前年一月にイカ漁に出ているときに風に遭って沈没した。行方不明者の漁民のうち一四人の家はとくに貧困で、日々の暮らしに行き詰まっている。「遺族の惨状は目も当らぬ有様」なので、義捐金を募って救済したい、と訴えた。同号にはすでに義捐金を送った一四人の名前が記載されている。この送付者名を雑誌に掲載する方法は、すでにそれまで東京の新聞社で取り入れられていたことで、それをまねたのであろう。次号以降の毎号に義捐金送付者の名前がのっている<sup>(11)</sup>。四号は四七人、五号は一四人、六号は七六人、七号は二五人である。七号の最後には同雑誌の編集を担当し後に『佐渡水難実記』を刊行することになる本荘了寛が三〇銭を送ったことが記されている。応募者の合計は一七六人であるから、少なくとも人々が呼びかけに賛同したことがわかる。

しかし北溟雑誌社といえども、義捐金によって実際に被災家族の救済そのものが実現されるとは考えていなかった。四号の「罹災者救助」欄では、樺村の被災者救助のために備荒貯蓄金から小屋掛けや農具、食料、種肥料が支給され、救済のために大いに役だったと伝えている。義捐金募集は、その行為が多数に支持されることによって被災者救助の世論を高め、結果として国家や行政担当者による本格的支援につながるだろうと考えられていたふしがある<sup>(12)</sup>。

つぎに北溟雑誌の六三号で紹介されている青年義勇会の創立の記事に注目したい。長岡実業青年団と同様に、両津の青年義勇会も発足時に最も力を注いだのは災害被災者に対する義捐金の送金活動であった。一八九一年(明治二三)一〇月に愛知県と岐阜県で起こった濃尾大地震や、九二年一二月の千島艦沈没事故などに対して、その都度義捐金を

送っており、これらの活動が会活動の主要な柱であったことがわかる。青年義勇会は会員四三人であり、入会者が徐々に増加しつつあったという。同会は、行政側が指導する官製団体ではなく任意の組織だったので、青年層が関心を持ち活動に参加しやすい課題を追求していたのであろう。青年団体を創立し、活動する際の基盤が義捐活動になり、それを前提として活動の中を広げようとしていたことがわかる。九三年二月の大会では、両津の貸座敷営業者を町外に移転することを求める建白書を町会に提出することが提案された<sup>(10)</sup>。

このような北溟雑誌や青年義勇会にみられた創立と義捐の密接な関係は、北溟雑誌廃刊後に新しく発行された佐渡新聞に受け継がれた。一八九七年九月一日付の第二号巻頭の社論は「水害善後に就て」である。一か月前の同年八月に起こった「近古未曾有」の佐渡の大水害の救済に全力をあげなければならないと訴える。備荒貯蓄法や町村自治体による救済は必要であるが、これまでの事例では一戸平均一〇円から二〇円が配られたに過ぎない。ここでは田畑や農漁具を奪われた被災民を救うことは出来ない。たとえば北海道移住を慫慂しそのための費用を資産家が義捐すべきである、と主張した<sup>(16)</sup>。現実に事態を救いうる立場にある者への厳しい視線と論調が、初期の佐渡新聞の災害報道の特徴である。第九号巻頭の社論「水害陳情委員に告ぐ」において、救済活動のために佐渡の政治指導者が責任を果たしていないことを強く批判したのも、そのあらわれであった<sup>(16)</sup>。

#### 4 義捐という行為

これまで見てきた佐渡や長岡における義捐行為は、どのような特徴を持っているのであろうか。義捐とは、『日本国語大辞典』によると「慈善や公益、災害に対する救済などのために金品を出すこと」で、明治維新の前には使われていなかった言葉である<sup>(17)</sup>。江戸期には旗本御家人の借金を帳消しにするために棄捐令が出されているが、これは貸借関係の破棄のことであり義捐とは異なる。中国では義捐にあたる言葉として捐款が用いられていたが、日本では



普及しなかった。日本で義捐という言葉がよく使われるようになるのは一八八〇年代以降であろう。正しい道に従うという「義」が人道のために尽くすという趣旨に微修正され、捨てるといふ意味の「捐」が寄付するという趣旨で用いられるようになった。義捐という言葉の成立についてはなおよくわからないとはいえ、それが普及するに至った社会的背景について考えて見る必要があるであろう。一見、災害にあった被災者等への即事的な同情や慈善のようにとらえられがちな義捐行為であるが、実は災害が頻発する日本が近代社会に編成替えされるなかで立ち上げられた新たな社会的結合の端緒的行為であったと位置づけることが出来る。

義捐行為は近代メディアの普及とともに一般化したので、その視点に立って分析していくつかの研究がある。山本武利は、新聞社主催の義捐金募集のようなメディア・イベントが盛んになったのは一九〇〇年代だったと述べたのに対し、北原糸子は、その端緒は一八八六年一〇月に起こったノルマントン号難破事件であるとす。前年の八五年の大阪の水害で大阪毎日新聞が義捐金募集を行ったが、それは一地方のみのことであった。八六年こそが全国的義捐金募集活動の元年であったという<sup>(18)</sup>。たしかにノルマントン号事件はメディアの報道のせいもあって全国的関心を集めた。このとき取り組まれた新聞社による義捐金募集は全国的メディア・イベントになった。ただ義捐行為自体はそれ以前から各地で粛々と取り組まれていたといえる。マイエット『災害救済論』は、一八七六年(明治九)一月に起こった東京の大火では義捐金二九三二円八〇銭が集まったと記しており、すでにこの時点で災害救済のための義捐行為が行われていたことがわかる<sup>(19)</sup>。

一方朝倉武之は、時事新報や福沢諭吉が義捐金募集にとりわけ熱心に取り組んでいたことを明らかにしたが、そこでも指摘されているように、福沢の義捐に対する態度は、日本の国家力や文明力を高めることと連動していた<sup>(20)</sup>。福沢は日清戦争を支援する義捐行為として一万円の大金を拠金したが、それは日清戦争の勝利を求めていることであった<sup>(21)</sup>。義捐行為は個人の慈善に根ざしていたとはいえず、やはり近代国民国家を補強する側面があった。それと自律

的な生活自治に根ざした行為の側面とがせめぎあっていた。義捐という公空間をめぐって両者がせめぎあっていたといえよう。

## おわりに

災害の予防や復興への取り組みをめぐって、近代の地域社会はそれ以前とは異なる段階を経験する。復興や予防のための予算の何割かを補助金等として国家財政から得ることにより、より迅速な対応策の実施を可能とした。これまで検討してきた長岡や佐渡の事例に明らかのように、その結果復興等の主導権を、国家や地方上級官庁、場合によってはそれに準ずる社会集団等に譲り渡すかたちをとらざるを得なかった。

災害にたちむかい、生活自治に根ざした地域社会の営みを回復するための社会的結合を維持する、あるいはつくりだすことが極めて困難になっていた。コレラの流行に対しては、多くの住民は因習に依拠するほかの手段を見いだせず、まん延を防ぐための隔離、予防のための衛生組合の設置や清潔法の実施を受け入れざるを得なかった。たび重なる水害からのがれるためには、瀬替えをしたり、水門をつくったり、堤防を補強し、果ては信濃川に分水をつくるなどの措置が必要であった。地域住民に手が負えない生存にかかわる災害予防に国家資金が投入されることが可能になった時期は、一九〇〇年代から一九一〇年代であろう。その受け皿となる地方団体が急速に整備され、その網の目が地域を覆うことになる。水害予防組合などは当初の自治的な組織形態を改め、地域利害を調整して補助金を運営することに主眼が置かれるようになる。自治的に運営されていた消防組合は、大火の頻発を押しさえきれず行政機構に組み込まれた消防組にその任務を譲ることになった。コレラ予防や消防など近代技術でしか対応出来ない分野に、生活自治の手は届かなかった。

ただ災害復旧や予防を通して人々が一方的に国家や行政網に編成された訳ではないことも、小稿で明らかにしたところである。大都村衛生組合や蔵王衛生組合のように独自の相互扶助機能を盛り込んだ運営がはかられたところもある。渡里町の住民による西川治水期成同盟の結成や市議会・商工会議所などを網羅した長岡治水同盟会の発足など、様々のレベルで組織がつくられ、水害からの脱皮が模索された。人々はまた、被害民救済を目的とする義捐という新たな社会的結合のありかたを創出した。長岡青年会や佐渡の青年義勇会のように、社会集団設立の当初目的が被害民救済のための義捐であったことは、当該社会の時代的特徴を示している。その直前の時期まで、廓が町の中心部にあることに違和感を持たなかった社会が、同じ時期にそれを不都合と感じるようになり、移転が企図されるようになる。義捐行動も、そのような時代の価値観の変化を受けとめた象徴的行為であったといえよう。つまりどのように災害復旧や予防を進めるかという公空間をめぐるせめぎあいのなかで、住民の生活自治に根ざした意見や、議会・自治体などの解決策などが競合し、国家財政からの支出を組み込んだより現実的で解決可能な方法が模索されていくことになる。地域の自治組織の行政化は深まり、諸社会集団の官製化も強まるが、にもかかわらず災害復興や予防をめぐって住民自身による近代に対応した新たな社会的結合が探索されつつあった。

注

- (1) 芳井研一『近代日本の地域と自治——新潟県下の動向を中心に——』（知泉書館、二〇〇八年）四～六頁。
- (2) 同前、一四一～一七九頁。
- (3) 「コレラ予防ニツイテノ達」（「内務省衛生局報告」今井徹家所蔵）。なお同資料は『長岡市史資料編4 近代1』（長岡市、一九九三年、二五三頁）所収。

- (4) 「三島億二郎日記」一八七九年八月三〇日付。
- (5) 「三島郡長より余達書」〔新潟新聞〕一八七九年九月一七、一八日付。
- (6) 「御巡幸記事」(同前、一八七八年九月二六日付)。
- (7) 「長岡市中」(同前、一八七九年四月二六日付)。
- (8) 「コレラ予防本部ヲ長岡ニ開設」〔コレラ根絶しの御書類〕今井徹家所蔵)。前掲『長岡市史資料編4』所収、二五四頁。
- (9) 「古志郡でコレラ防疫功労者に賞与」〔新潟新聞〕一八八三年八月二日付)。
- (10) 「古志三島の虎列刺」(同前、一八八六年八月一九日付)。
- (11) 「三島郡の虎列刺」(同前、一八八六年八月一七日付)。
- (12) 「長岡の虎列刺騒動」(同前、一八八六年九月一日付)。
- (13) 「長岡地方腸チフス流行」(同前、一八八二年四月一六日付)。
- (14) 「流行病」(同前、一八八六年一月二六日付)。
- (15) 「間歇熱の流行」(同前、一八八七年六月二八日付)。
- (16) 「三島郡大都村衛生組合規約」一八九〇年(明治二三)九月付。
- (17) 「神田二の町衛生組合規約認可書」(矢島誠之輔家所蔵)。
- (18) 「蔵王衛生組合規約」〔蔵王役場文書〕所収)。
- (19) 「大島衛生組合規約」(一九〇三年、山田辰次家所蔵)。
- (20) 「清潔法」〔新潟新聞〕一八九〇年四月一七日付)。
- (21) 「長岡での洪水」(同前、一八八一年五月三日付)。
- (22) 「長岡地方の大洪水」(同前、一八八九年六月二七日付)。
- (23) 「溢水」(同前、一八九一年三月二九日付)。
- (24) 「古志郡内雪どけによる水害」(同前、一八九三年三月二九日付)。
- (25) 「長岡の水害」(同前、一八九六年七月二三日付)。

- (26) 「長岡中島の惨状」(同前、一八九六年七月二六日付)。
- (27) 「中島細民不穩事件」(同前、一八九六年八月一日付)。
- (28) 「長岡本町浸水」(同前、一八九七年七月一六日付)。
- (29) 「長岡に於ける治水会」(同前、一八九七年八月八日付)。
- (30) 「長岡の浸水」(同前、一九〇五年七月六日付)。
- (31) 「信濃川治水に関する建議」(同前、一八九六年二月二九日付)。
- (32) 「北越第二の洪水」(『長岡郷友会雑誌』第二〇号、一八九八年七月刊) 五、六頁。
- (33) 「長岡最寄の洪水」(『新潟新聞』一九〇五年八月二〇日付)。
- (34) 「長岡町治水委員会」(同前、一九〇五年八月二四日付)。
- (35) 「長岡の浸水」(同前、一九一〇年八月三一日付)。
- (36) 「長岡水害詳報」(同前、一九一一年八月六、八、一〇日付)。
- (37) 「惨憺たる長岡市」(同前、一九一四年八月一五、一八日付)。
- (38) 「長岡の治水建議」(同前、一九一〇年一月二五日付)。
- (39) 「古志八町潟排水計画」(同前、一九一一年七月九日付)。
- (40) 「新川に堰敷設」(同前、一九一一年八月一三日付)。
- (41) 「反町栄一日記」一九一一年八月。
- (42) 「新川埋め立て派と閘門設置派対抗」(同前、一九一一年八月二一日付)。
- (43) 「長岡治水同盟会」(同前、一九一四年九月一三日付)。
- (44) 「河川改修建議」(同前、一九一七年二月一三日付)。
- (45) 「長岡市消防一般」二三頁。「新潟新聞」一八八〇年六月一八日付。
- (46) 「長岡町大火」(同前、一八九四年四月六日付)。
- (47) 「今度の大火」(『長岡郷友会雑誌』第一七号、一八九四年四月) 二九、三〇頁。

- (48) 「長岡通信」(『郷友会雑誌』第一四号、一八九六年十一月) 二四頁。
- (49) 「新火防組に就て」(『新潟新聞』一八九六年九月一〇日付)。
- (50) 「長岡の火事」(同前、一八九六年一月二日付)。
- (51) 「長岡通信」(前掲「郷友会雑誌」第一四号) 二三頁。
- (52) 同前、二四頁。
- (53) 「長岡町の大火」(『新潟新聞』一八九七年二月二日付)。
- (54) 「長岡の放火流行」(同前、一八九八年四月一七日付)。
- (55) 「長岡製油所の大火」(同前、一八九九年六月一八日付)。
- (56) 「長岡市の屋上制限」(同前、一九〇一年六月一三日付)。
- (57) 「県令」(『新潟新聞』一九〇一年七月二八日付)。
- (58) 「屋上制限改正」(同前、一九〇八年四月三日付)。
- (59) 「屋上制限協議会」(同前、一九〇九年一月一六日付)。
- (60) 「社論 県下の一大問題」(『東北日報』一九二一年七月七日付)。
- (61) 同前。
- (62) 「長岡商工研究会陳情」(同前、一九二一年七月三日付)。
- (63) 「屋上制限延期を二千数百戸が出願」(同前、一九二一年二月一四日付)。
- (64) 「長岡市消防一般」(長岡市、一九三三年) 一頁。
- (65) 同前、二頁。
- (66) 「反町栄一日記」一九一〇年八月二五日付。
- (67) 「長岡の大火」(『新潟新聞』一九二〇年五月二六、二七日、六月三日付)。
- (68) 「長岡警火組合設立」(同前、一九一三年一月一四日付)。
- (69) 「長岡市に消防議会設立」(同前、一九二三年二月五日付)、「反町栄一日記」一九二三年一月二五日付。

- (70) 「王番田火災予防組合規約」(王番田住民一同「火災予防規約書」王番田公民館所蔵)。
- (71) 前掲「長岡市消防一般」二三〜二四頁。
- (72) 「中島町」(「新潟新聞」一八八一年五月五日付)。
- (73) 「密淫売大流行」(同前、一八八一年八月四日付)。
- (74) 「此程長岡の裁判所」(同前、一八八一年二月二八日付)。
- (75) 「古志郡六日市」(同前、一八八一年二月二七日付)。
- (76) 「三島郡の大流行」(同前、一八八二年三月二五日付)。
- (77) 「千手、新町辺に十数軒の売家札」(同前、一八八三年一月一三日付)。
- (78) 「長岡市中」(同前、一八八四年七月二三日付)。
- (79) 「長岡の窮民」「娘を抵当」(同前、一八八六年二月一六日付)。
- (80) 「神田三の町の総代重立による貧民救済」(同前、一八八五年四月四日付)。
- (81) 「貧民救助」(同前、一八八六年三月二三日付)。
- (82) 「長岡の金融状況」(同前、一八八五年三月一日付)。
- (83) 「古志三島の村々で儉約条例決議」(同前、一八八三年二月三日付)。
- (84) 「明治二十年五月 窮民救助法」(渡辺家所蔵)。
- (85) 「米価騰貴」(「新潟新聞」一八九〇年二月二三日、四月八日、七月二〇日付)。
- (86) 「貧民の惨状」(同前、一八九〇年二月七日付)。
- (87) 「長岡の細民救済策」(同前、一八九〇年六月一三日付)。
- (88) 「新町貧民の不穩」(同前、一八九〇年七月二四日付)。
- (89) 「婦女子の買入」(同前、一八九〇年二月一日付)。
- (90) 「地主と小作の紛争」(同前、一八八九年一月一九日付)。
- (91) 「丁持日雇者の相談」(同前、一八九〇年六月一三日付)。

- (92) 「長岡米穀取引所の期米暴騰」(同前、一八九七年一月二五日付)。
- (93) 「長岡米価の暴騰 知事の注意」(同前、一八九八年三月二三日付)。
- (94) 「長岡昨今の不景気」(同前、一八九九年二月三日付)。
- (95) 「太刀川啓次郎日記」一九〇三年二月三日付。
- (96) 「長岡勤儉会第一回総会」(『新潟新聞』一九〇一年一月四日付)、「長岡経済会と勤儉会」(同前、一月二三日付)。
- (97) 「職工のストライキ」(同前、一九〇二年五月三一日付)。
- (98) 「反町栄一日記」一九一五年一月二五日、一九一八年一月三日付。
- (99) 「新潟東北日報」一九一〇年八月一八、二二日付。
- (100) 「社告」(『北溟雜誌』第一号、一八八七年一月二三日)、『佐渡叢書別巻 北溟雜誌 第一卷』佐渡叢書刊行会、一九七五年)二三頁。同前、第四号、一八八八年二月二五日、一三〇一四頁。同前、第五号、同年三月二五日、一三三頁。同前第六号、同年四月二五日、一三三頁。同前、第七号、同年五月二五日、二〇頁。
- (101) 戸倉武之「草創期メディアイベントとしての義援金募集(一)」(『日欧比較文化研究』五号、二〇〇六年四月)三九〇四二頁。
- (102) 「中外雜報 難破船の報告」(『北溟雜誌』第三号、一八八八年一月二五日)一五〇一六頁。
- (103) 「加茂郡椿村の火災者」(『北溟雜誌』第四号、一八八八年二月二五日)一六〇一七頁。
- (104) 「雜報 義勇会の運動」(『北溟雜誌』第六三三号、一八九三年一月二五日)二八頁。
- (105) 「水害善後に就て」(『佐渡新聞』第二号、一面、一八九七年九月二一日付)、『復刻佐渡新聞』佐渡叢書刊行会、一九八一年)。
- (106) 「水害陳情委員に告ぐ」(同前、第九号、一面、一八九八年一月一日付)。
- (107) 「義捐」(『日本国語大辞典』第三卷、小学館、一九六三年)四八一頁。
- (108) 北原糸子「ノルマントン号事件と義捐金問題」(『メディア史研究』七号、一九九八年)二二頁。
- (109) ペ・マイエット著・青山大太郎訳『災害救済論』(博聞社、一八九一年)八〇九頁。
- (110) 戸倉武之「草創期メディア・イベントとしての義援金募集(二)」(『日欧比較文化研究』六号、二〇〇六年一月)三八頁。



(III) 福沢諭吉「私金義捐について」〔福沢諭吉 朝鮮・中国・台湾論集〕明石書店、二〇一〇年) 四六～五一頁。

【執筆者一覧】

矢田 俊文	新潟大学人文社会・教育科学系教授
芳井 研一	新潟大学人文社会・教育科学系教授
斎藤 信之	信州大学職員
佐藤 貴保	新潟大学研究推進機構超域学院准教授
山内 民博	新潟大学人文社会・教育科学系准教授
蓮田 隆志	新潟大学人文社会・教育科学系准教授

環東アジア研究叢書1

環東アジア地域における社会的結合と災害

---

2012年 3月30日

編 者——新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター

発行者——新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050

---

印刷・製本 新高速印刷株式会社  
Printed in Japan ISBN978-4-9906275-0-8